

## 国民健康保険税率を改定します

国保税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、本町が下記項目ごとに保険税率（額）を決定し、加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度（4月～翌年3月）ごとに一世帯単位で計算されます。

改定後の1人あたり保険税額は約57,300円となる見込みです。（昨年度は約73,400円）※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。

### 課税限度額の改定

基礎課税額の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、20万円から22万円に改定します。


### 所得申告をしていますか？

所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなっていることがあります。必ず役場税務住民課（☎75-4117）へ申告してください。

### 町税の支払いが困難な場合

収入や所得が減少し、納付が困難な場合は、徴収猶予や減免を受けられる制度がありますので、税務住民課まで問合せください。また、制度に該当しない場合も含め相談は随時受け付けていますので、気軽に相談ください。

## 国保税計算方法

<b>所得割</b> 世帯の所得に応じて計算	<b>医療給付分</b> 所得基礎額 × 4.51% (改定前 6.5%)	<b>後期高齢者支援分</b> 所得基礎額 × 1.34% (改定前 1.8%)	<b>介護分(40～64歳)</b> 所得基礎額 × 1.09% (改定前 1.3%)
<b>均等割</b> 一人につき いくらと計算	1人 18,500円 (改定前 21,500円)	1人 5,400円 (改定前 8,000円)	1人 5,500円 (改定前 7,900円)
<b>平等割</b> 一世帯につき いくらと計算	1世帯 11,800円 (改定前 18,000円)	1世帯 3,500円 (改定前 5,600円)	1世帯 2,700円 (改定前 4,100円)
<b>あなたの世帯の 保険税額は？</b> 	$\frac{\text{円}}{\text{限度額 65 万円}}$	$\frac{\text{円}}{\text{限度額 22 万円}} \text{ (改定前 20 万円)}$	$\frac{\text{円}}{\text{限度額 17 万円}}$

問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4117